令和7年11月

給与支払報告書提出義務者

長崎市長 鈴 木 史 朗

令和8年度給与支払報告書の提出について(お願い)

平素から個人の市・県民税につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も給与支払報告書を提出していただく時期となりました。給与支払報告書は、給与所得者にとって 市・県民税の申告に代わる重要なものであり、給与所得者の令和8年1月1日現在における住民登録地の市 町村長に提出することが義務付けられています。(地方税法第317条の6)

つきましては、次の事項にご配慮のうえ作成し、提出していただきますようお願いします。

また、長崎市に提出する従業員がいない場合や、他の事業所(本社・合併先等)で提出される場合、または 事業廃止・解散等の場合は、お手数ですがその旨を電話にて、市民税課(095-829-1427)までお知らせくだ さい。

1. 給与支払報告書(個人別明細書)の作成対象者

令和7年中に給与等の支払いを受けた全ての受給者(臨時、パート、アルバイト等も含む)です。 なお、令和7年中の退職者(短期就労者を含む)についても作成をお願いします。

2. 提 出 部 数

給与支払報告書(総 括 表)・・・・・・ 提出市町村ごとに1部(送付した総括表を必ず提出してください。) 給与支払報告書(個人別明細書)・・・・・・ 受給者ごとに1部

- ※ 長崎市では総括表および個人別明細書の提出は1部となっております。 なお、源泉徴収票は受給者にお渡しください。(https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5939.html#teishutu)
- ※ 給与支払報告書(個人別明細書)は同封していませんが、上記からダウンロードができます。 (紙での用紙をご要望の際は、長崎税務署(095-822-4231)または市民税課までご連絡ください。)

3. 提 出 期 限

令和8年2月2日(月)

(会計事務所等へ依頼されている場合は、確実に提出されているかをご確認ください。)

※ 期限を過ぎると当初課税に間に合わない場合がございますので、期限内の提出をお願いします。

4. 注 意 事 項

- (1)長崎市提出用の総括表を同封していますので、切り取りのうえ、必ず提出してください。
- (2)特別徴収(給与天引)する人と、特別徴収しない人(「退職」「乙欄該当者」等)に同封の仕切紙を使用し はっきりと区別して、提出してください。
- (3)給与収入が2,000万円を超える人および確定申告をする人についても給与支払報告書 (個人別明細書)を必ず提出してください。



(4)給与支払報告書を提出した後に、退職および転勤等により給与天引ができなくなった 場合は、速やかに「給与所得者異動届出書」を提出してください。(地方税法第321条の5)

※ 給与所得者異動届出書は長崎市HPにも掲載しています。

長崎市 HP

(長崎市 HP:https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/2517.html)

- (5) 令和8年1月1日長崎市に住民登録があり、海外に長期(1年以上)派遣しているかたがいる場合は、 派遣者名簿等(派遣期間が示されているもの)を別途提出してください。市・県民税が課税されない 場合があります。
- (6)総括表および給与支払報告書(個人別明細書)に記入する個人番号または法人番号とは、 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」 に規定する番号を指します。
- (7)給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出 すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が 義務付けられています。(eLTAX HP:https://www.eltax.lta.go.jp/)



eL TAX HP

(8) 特別徴収義務者用及び納税義務者用の給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額決定通知書の両方を電子データでの受け取りを選択し、かつ、納入書不要を 選択する場合には、「令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務の手引き」は 送付しないこととなりましたので、長崎市HPからデータを取得してください。 (長崎市 HP: https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5939.html)

給与支払報告書(総括表)の書き方

給 与 支 払 報 告 書(総括表)

(あて先) 長崎市長 令和 8 年 1 月 15 日提出



印字されている総括表には 受付確認用の二次元バー コードを印刷しています。 総括表を使用しない場合 であっても、提出書類の 一番上に二次元バーコード

ください。

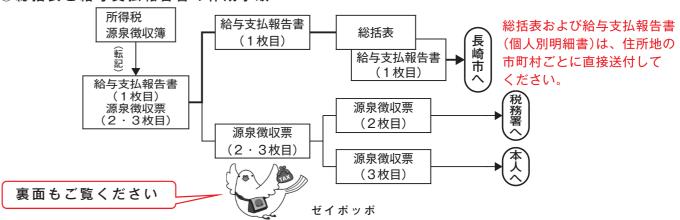
付きの総括表を添付して

●介和8年度から新たに特別徴収を希望する事業所は、総括表の上部余白に「特別徴収希望」と朱書き してください。※法令により給与所得者は原則特別徴収となります。

- ②給与支払者の個人番号または法人番号を記入してください。
- ③印字されている事業所名(氏名)、所在地(住所)が現在と異なる場合は訂正のうえ、「所在地・名称の 変更届出書」を提出してください。(長崎市HPにも掲載しています。)
- ▲連絡者の氏名・電話番号欄には、提出書類の内容について直接お答えいただけるかたを記入してく
- ⑤事業種目欄には、化粧品卸、菓子小売、家具製造のように具体的に記入してください。
- ⑤受給者総人員欄には、令和8年1月1日現在の総従業員数を記入してください。また、報告人員欄 には、長崎市へ提出する給与支払報告書の人員を記入してください。
- か「不要」に丸囲みをしてください。(毎月納入書でお支払いいただく場合は「必要」となります。)

◎総括表と給与支払報告書の作成手順

受付印



給与支払報告書(個人別明細書)の記入に係る注意

記 例

(8)	*	_								※種	5	5U			※整	理番号				*]	
	Ш	+	*×	分	Ш									(母於	(受給者番号)									+	
給与	支払	. 住												(個人都			1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	0	
支払	を受ける者				長崎	倚市	魚	の町	5 1	番 1	号	<u>1.</u> J		(役職	_ =	事務員]	
報		ľ												氏名	(フリカ	(ナ)				900 L. 60				1	
告書										绘	片百	 近月坎	R全後 (の金額				長幅	Τ.	太郎				-	
書(種	1 別	1		支	払	金名				整整		後)		控除の	額の台				人徴ル	又税額			
個		給上	・賞	与	内	7 (074,	50	П		5	267	7 0	円 50		4, 87	4 60		円内			0	円		[
人	(源泉)扫	空除文	象配偶者	配化	 男者(特)		J 1 - 1,	30	捏	空除対	象	扶養業	見族等	手の数		1, 01	16歳2	卡満		障害者の		非	居住者	1	-
別 明	の有	無等	老人	ß	上除の都	1	特	定	Т		1 人	を除く		その他	.	特親	扶養業の数	- 1		本人を除 特別	く。)	_	?ある 族の数		-
細	有	従有	í			PI		人從人		PH		人名	E.J.	۸.	從人	人。從人	% 3			内		^ 🔆	65 °)	'
書)	特	定親	族特別控		0, 00		会保険	 科等の金	<u> </u> 1 ≥額	7	<u>1</u>	上命保険	料の控	1 除額	T :	3 地震保険	(料の控除	_	\top	住宅借入		別控除の	1 額	J	5
_			550, (円	(100, 084,	000)	円		20,		Р	9		000		円	3		600	円		
	(摘要		,,,,,,	500		1,	JJ4,	004			1	20,	00	J		50,	000				ıJ,	000	1	(
	(1) ;	長崎	四郎	(30))]
	熊	本	建設株	R	7.6	.30	退職	支	払金額	額 2,	,27	75,00	00円	社会	保険	料 16	0,000)円	徴	収税額	51,	500	円		4
	(j	₹)	長崎	ユキ	- 子						-			町5番			所得	200),00						-
1	生命保険 金額の		新生命係 の金		180,	円 000		保険料 金額		, 000	円 0	介護医 険料の	- 1	90, 0		新個人年会 保険料の金		0, 0	円 00	旧個人年 保険料の金		80, (⊞ 000	' J	'
	住宅信金等物			住宅借入金等 特別控除適用数 住宅借入金等 特別控除可能額 20		2		居住開始年月 日(1回目)		31		月 1	о П	住宅借入金 控除区分(1		住(特)		住宅借入金等 年末残高(1回目)		11	11, 500, 0		円		;
	控除の内	額	住宅借入			円	居住開	居住開始年月日(2回目)		年	1	月	B	住宅借入金	等特別		住年	と借入金	金等			000, 000		1	
	(源泉・特	_	(フリガナ)	可能觀	205, ナガサキ 長崎	トーハナ	3	回目)	04		8		0 €2	控除区分(2		住(特)	ĝ	9%(新)(2)(5)	円	旧長期損害	F .		円	1	(
	控除対 配偶者		氏名 個人番号	1 2		1 2	1 2	1 2	1 2		h所得	1	`_		0	料等の金額 基礎控除の容			円	保険料の金 所得金額 調整控除着		9, 60	円	1	
		1	(フリガナ)		ナガサ			X				(フリガ	ナ)		サキハ		区			5人目以 扶養親族	【降の控			1	
	Luft-	1	氏名		長崎			分			1	氏名	_	長	1 1	子	分			1/(36/86/12	(4v)III	八田勺		1	
	控除	_	個人番号 (フリガナ)	2 2	2 2 ナガサ:		2 2	16		個人都	_	5 6 6 6	0 0 0 サキ ナ		6 6 6	0 0	-								
	対	2	氏名		長崎 一		郎	分	01 3 3	※5		氏名	í.	長	崎易	[子	分		(1)3213	213	1321321			
	象扶	_	個人番号	3 3	\perp		3 3 3 3			満		$\overline{}$		\perp		\perp	7 7 7	7 7						≻	0
	養		(フリガナ) 氏名	<u> </u>	ナガサ: 長崎		^{ロウ}	区分	10	% 6	6	(フリガナ) 氏名			サキア 崎 和		区分	-				の16歳未満の		┨	
	親族	3	個人番号	4 4			4 4 4 4		4 4	養	3	個人都	- 		88888			8 8		扶養親加	医の個/	【番号		 	
	等	\top	(フリガナ)		ナガサ	キ サフ	゚゙ロウ	X		親族		(フリガナ)		\perp	サキフ	フユコ	区	┪	(B) 1	11994	100	941994			
		4	氏名	<u> </u>	長崎	_			30	J ‰6	族 ※6 4				長崎 冬子		分	77			3412341234				
市	未	外	個人番号 死	-					5 5	勤	-	個人都			9 9 9 9 9 9		9 9 9	9						<u>ا</u>	
区	成		亡	災害	乙	本人が	障害者	芬	ن د	労				中途就・	退職				受	給者生年	-月日			_	
町	年	E	退	害	欄		Ø		b	学		就職	退職	年	月	Ħ		Ī	元号		年	月	Ħ		
村押	者	人	職	者	.,,,	別	他	婦	親	生	\parallel	<u> </u>				+	* 4	l			_			1	
提 出												0		7	7	1		昭	召和		33	5	6	J	
用	支	個人番号 X 法人番号			1 2	3 4	5 6	7 8	9 1	2 3	4	(右)	詰で記:	載してく ださ	K(1°)										
$\overline{}$	払	住所(居所) 又は所在地				長崎市魚の町4番1号																			
	者		氏名又は4			令和産業 株式会社 (電話) 829-1427													1						
			-VII XII47	H 1/1°		ŢŢ,	加座	来	怀氏	云位	_						(電話) と	29	- I 2	±2/				_	

- ◎給与支払報告書(個人別明細書)の記入にあたり、誤りが多いものおよび 特に注意していただきたい事項を右欄に記載していますのでご確認ください。
- ◎給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法については、国税庁の 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。 なお、行政手続のデジタル化への対応を踏まえ、上記手引については国税庁 HPでの掲載となります。(国税庁 HP:https://www.nta.go.jp/) 〈問合せ先〉

長崎税務署 法人課税第五部門(源泉所得税担当) 095-822-4231

国税庁 HP

提出先・連絡先

長崎市役所 市民税課 TEL: 095(829)1427(直通)

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(3階)

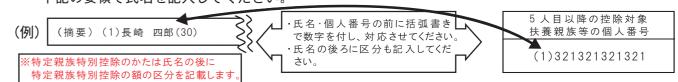
● 個人番号(マイナンバー)の記入について

給与支払報告書(個人別明細書)の次の欄については、個人番号の記入が必要です。(受給者本人へ渡す源泉 徴収票には記入の必要はありません。)

○受給者本人 ○控除対象配偶者または配偶者特別控除対象の配偶者 ○扶養親族等

2 摘要欄

(1) 5人目以降の控除対象扶養親族等・5人目以降の16歳未満の扶養親族 下記の要領で氏名を記入してください。



(2)前職分の記入

中途就職者で前職分を含めて年末調整をした場合は、摘要欄に下記の事項を記入してください。



(3) 退職所得(源泉徴収されたものに限る。)のある配偶者(退職所得を除いた合計所得金額が133万円以下) 又は扶養親族(退職所得を除いた合計所得金額が58万円以下)がいる場合、下記の要領で記入してください。



(4)住民登録地

給与支払報告書は、令和8年1月1日時点で住民登録のある市町村へ提出しますが、住民登録地が 長崎市外であっても実際は市内に居住しているかたについては長崎市での課税となりますので、住所 欄に長崎市の住所、摘要欄に住民登録地を記入し、長崎市へ提出してください。



(5) 本人の合計所得金額が1,000万円を超えており、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が障害者、 特別障害者または同居特別障害者に該当する場合は、摘要欄に当該同一生計配偶者の氏名およびその かたが同一生計配偶者である旨を記入します。(例「長崎良子(同配)」)

❷ 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)

所得税額から控除しきれない住宅借入金等特別控除の額が生じる場合は、市・県民税から控除される場合 があります。該当がある場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「住宅借入金等特 別控除の額の内訳」を参照し、正確に記入してください。記入漏れ等がある場合は控除が受けられません。

なお、税務署長が発行した「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書」の居住開始年 月日の後部に「(特定)」等の表示がある場合は、該当する区分の後ろに「(特)」等を記入してください。記入が ない場合、特定取得等の控除が適用できませんのでご注意ください。

※その他誤りが多い点(囲みの箇所)

- ※1 生命保険料の金額の内訳については、所得税と市・県民税で控除額の計算方法が違いますので、 控除額ではなく支払金額を記入してください。新契約(平成24年分から)と旧契約(平成23年分まで) で記入する欄が違いますのでご注意ください。
- 配偶者の合計所得欄に誤って収入金額を記入しないようご注意ください。
- 16歳未満扶養親族についても人数等を記入してください。市・県民税の非課税限度額の算定に用い ます。未記入の場合、非課税限度額算定の扶養人数に加算されません。また、所得課税証明書の16歳未満 扶養親族数に記載されませんので、必要な場合は後日申告を要することとなります。
- ※4 本人(対象者)特定のため、受給者生年月日の欄は必ず記入してください。
- ※5 非居住者である扶養親族がいる場合、対象者の区分の欄に01~04の該当する区分を記入してください。 また、人数を「非居住者である親族の数 |に記入してください。
- ※6 特定親族がいる場合、対象者の区分の欄に特定親族特別控除の額の該当する区分を記入してください。